

# 令和6年12月2日以降の 保険証の取り扱い

■問合せ 医療保険課 ☎20-3024  
国民健康保険 ▶国保係  
後期高齢者医療▶長寿医療係

現行の保険証の発行については、令和6年12月2日(月)より廃止し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します。

廃止日以降は、保険証の新規発行・再発行ができなくなります。



**まだ捨てないで！！**

**保険証は12月2日以降も有効期限まで引き続き使えます！**

令和6年12月2日(月)以降の有効期限の国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証は、有効期限までは医療機関等の窓口で使用することができます。誤って廃棄しないようにしてください。

なお、令和6年12月2日以降に加入者情報や負担区分が変更になった場合や、転職、転居などで加入する健康保険組合等が変わった場合は、その時点で使用できなくなりますのでご注意ください。

新たに国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入したときや自己負担割合が変更されたときなどは、下記のとおりとなります。



**マイナ保険証をお持ちの方**

▶ **引き続きマイナ保険証をご利用ください**

マイナ保険証を保有している人には、「資格情報のお知らせ」を発行します(申請不要)。

なお、医療機関などでマイナ保険証の読み取りができないときは「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示することで医療機関を受診できます。



**マイナ保険証をお持ちでない方**

▶ **「資格確認書」を交付します**

マイナ保険証をお持ちでない人(マイナンバーカードを取得していない人も含む)には、「資格確認書」が交付されます。資格確認書を提示することで、引き続き医療機関へ受診することができます。

※後期高齢者医療制度の方は、令和7年7月までの経過措置として、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず「資格確認書」を交付します。



**高齢者福祉タクシー・高齢者生活路線バス**

**運賃助成利用者証について**

■問合せ いきいき高齢課 ☎20-3021

従来、75歳以上の方が運賃助成を受けるには「利用者証」または「後期高齢者医療被保険者証」の提示が必要でしたが、12月2日(月)以降は「利用者証」または「資格確認書」となります。

※現在、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は有効期限まではそのまま利用できます。

**「利用者証」の申請受付**

いきいき高齢課(1階)、田沼・葛生行政センターまたは各支所の窓口にて随時受け付けています。

ご存じですか？

# 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護や福祉、医療などに関する高齢者の総合相談窓口として設置されている機関であり、どなたでも利用できます。高齢者やその家族などが抱えるさまざまな悩みや困り事について、主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師などの専門職員が相談に応じます。

■問合せ いきいき高齢課 ☎20-3021 ファクス21-3254

## どんな相談ができるの？

- 「要支援1」「要支援2」または基本チェックリストで「事業対象者」に該当になったときに、介護予防・生活支援サービスなどを利用したい
- 佐野市で開催する介護予防教室などに参加したい
- 高齢者や家族に対する相談がある
- 高齢者に対する虐待の防止など権利擁護について知りたい など



詳しくは▲

葛生、常盤、氷室

### くずう (葛生あくと保健センター内)

住所：あくと町3084 ☎84-3111

田沼、田沼南部・北部、栃本、戸奈良、三好、野上、新合、飛駒

### 佐野市民病院 (佐野市民病院内)

住所：田沼町1832-1 ☎62-8281

堀米、旗川、赤見

### 佐野厚生 (佐野厚生総合病院内)

住所：堀米町1728 ☎27-0100

佐野、犬伏

### さの社協 (佐野市総合福祉センター内)

住所：大橋町3212-27 ☎22-8129

植野、界、吾妻

### 佐野市医師会 (佐野医師会病院内)

住所：植上町1677 ☎20-2011

